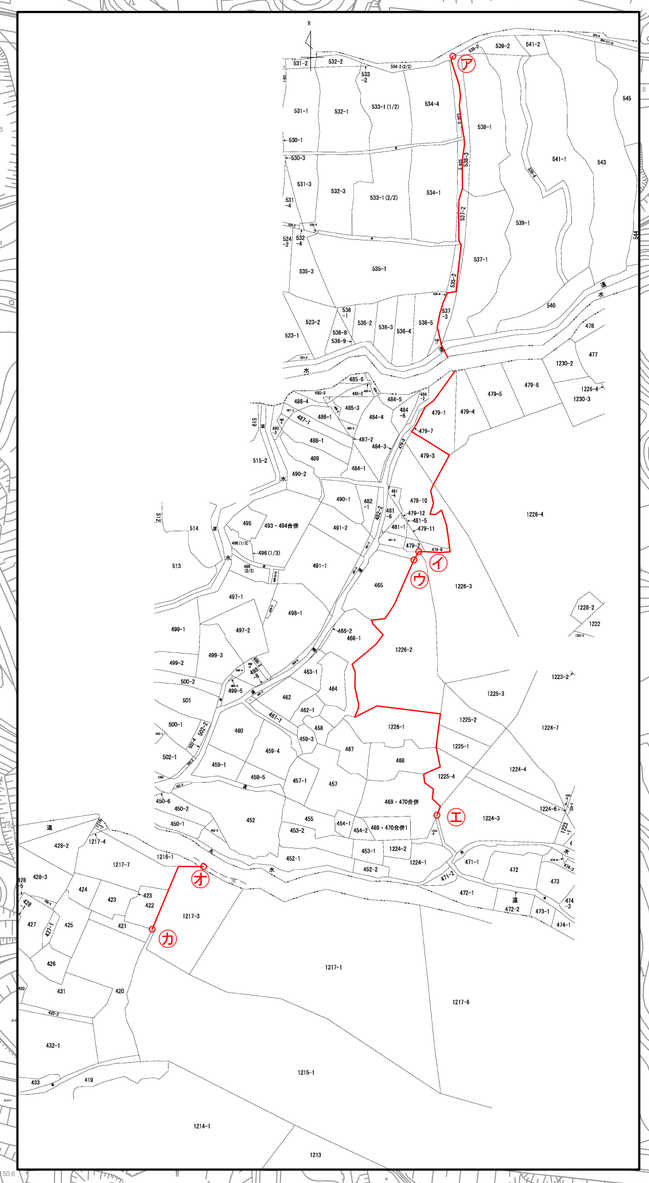
豊田都市計画　八草地区計画　計画図
縮尺　1/2,500

「その他の場合」の境界の注記

㋐ー㋑点間は、筆界とする。
㋑ー㋒点間は、八草町立田４６５と同１２２６－２との筆界の延長線とする。
㋒ー㋓点間は、筆界とする。
㋔ー㋕点間は、筆界とする。
㋖ー㋗点間は、主要道路2号の計画道路端で㋖点は道路ＡＢと主要道路2号の計画道路端の交点とする。
㋗ー㋘点間は、直線で主要道路2号の南東端点と主要道路1号の北東端点を結んだ線とする。
㋘ー㋙点間は、主要道路1号の計画道路端とする。
㋚ー㋛点間は、筆界とする。
㋜ー㋝点間は、直線とする。
㋞ー㋟点間は、直線とする。
㋟点は、道路交点とし、㋟ー㋠点間は直線とする。
㋠点は、㋡点より西側10mの点とし、㋟ー㋠点間は直線とする。
㋡ー㋢点間は、直線で㋡点は道路ＣＤの中心線上で国道より107mの点とする。
㋢ー㋣点間は、主要地方道力石名古屋線（猿投グリーンロード）インターチェンジ敷地界とし、
　㋢点は国道中心線より110mの点とする。
㋤ー㋥点間は、県道広久手八草線敷地界より20mとする。
㋦ー㋧点間は、県道広久手八草線敷地界より20mとする。
㋨ー㋩点間は、主要地方道力石名古屋線（猿投グリーンロード）に接する市道八草1号線敷地界より50mとする。
㋪ー㋫点間は、愛知環状鉄道敷地界より50mとする。
㋬ー㋭点間は、国道155号敷地界より20mとする。
㋭ー㋮点間は、主要地方道力石名古屋線（猿投グリーンロード）インターチェンジ敷地界より50mとする。
㋯ー㋰点間は、愛知環状鉄道東側敷地界及び東側敷地界を北方向に延長した線より50mとする。
㋰ー㋱点間は、主要地方道力石名古屋線（猿投グリーンロード）敷地界より50mとする。



区域界の表示	
―・―・―	道路、河川等地形地物の中心線を境界とする場合
― ― ― ―	字界、町界等の行政界を境界とする場合
-+-+-+-+-	その他の場合

0　75　150　300m

凡　例		
		地区計画区域及び地区整備計画区域
	地区施設	道　路
		道　路（ゾーニング）
		公　園